

## 地域型保育事業の認可に係る意見について

児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づき、市長が家庭的保育事業等の認可及び利用定員を定めるにあたり、あらかじめ審議会の意見をいただくもの。  
次の事業者から家庭的保育事業等の認可申請があったため、市において審査を行った。

No.	施設(事業者)情報		市の審査状況(審査年月日:H27.2.20)				
	施設(事業所)名称等	事業類型(開設希望日)	認可基準※上の判定	確認基準※上の判定	利用定員(人)0歳/1・2歳/計	計画数値(27年度のみ掲載)0歳/1・2歳/計	計画上の可否の判定
1	<b>A施設</b> 所在地：平  ※認可外保育施設としてH20より運営中	小規模保育事業A型 (H27.4.1)	基準を満たしており認可すべきと判断	基準を満たしており公費支給対象と判断	<u>3/12/15</u> (事業者希望通り)	平地区 ・量の見込数 162/612/774 ・確保方策数 <u>159/546/705</u> ・差 ▲3/▲66/▲69 (意向調査により確保方策数に織込済)	設置可能と判断
2	<b>B施設</b> 所在地：平  ※個人立の認可外保育施設としてH8より運営中	小規模保育事業A型 (H27.4.1)	基準を満たしており認可すべきと判断	基準を満たしており公費支給対象と判断	<u>3/12/15</u> (事業者希望通り)	平地区 ・量の見込数 162/612/774 ・確保方策数 <u>159/546/705</u> ・差 ▲3/▲66/▲69 (意向調査により確保方策数に織込済)	設置可能と判断

※認可基準：いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

※確認基準：いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

## 家庭的保育事業等の認可及び利用定員の設定について

### ●参考法令抜粋

#### 【改正後の児童福祉法】

##### （家庭的保育事業等）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 （省略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### 【子ども・子育て支援法】

##### （特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 （省略）

##### （特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（中略）を定めて、市町村長が行う。

2 （省略）

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（以下の項省略）